

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		一般競争契約・指名競争契約の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		応札者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（※応札者の数が1の場合の記載事項）	備考
	名称	所在地		商号又は名称	住所					公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分				
赤谷林道改良工事 （奈良県五條市大塔町（赤谷国有林） 令和5年2月9日から令和5年6月30日 （土木一式工事（林道延長126m））	分任支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所長 牧田 圭司	奈良県奈良市赤膚町 1143-20	令和5年2月8日	岸尾産業株式会社 法人番号 2150001015690	奈良県吉野郡十津川村湯之原764	一般競争契約（簡易型総合評価）	29,844,100	28,663,800	96.0%	-	-	4	0	-	-
本田垣内山腹工事 （和歌山県田辺市新庄町） 令和5年2月9日から令和6年1月19日 （土木一式工事（山腹工0.22ha））	分任支出負担行為担当官 和歌山森林管理署長 森内 賀久	和歌山県田辺市新庄町 2345-1	令和5年2月8日	株式会社長田組 法人番号 1170001010344	和歌山県御坊市島65	一般競争契約（簡易型総合評価）	146,905,000	137,500,000	93.5%	-	-	2	0	-	-
上平治川山腹工事（ゼロ国債） （和歌山県田辺市本宮町皆地） 令和5年2月9日から令和6年2月2日 （土木一式工事（山腹工0.70ha））	分任支出負担行為担当官 和歌山森林管理署長 森内 賀久	和歌山県田辺市新庄町 2345-1	令和5年2月8日	株式会社泉組 法人番号 1170001009527	和歌山県田辺市本宮町伏拝942-1	一般競争契約（簡易型総合評価）	199,941,500	184,800,000	92.4%	-	-	1	0	工事実績、実務経験者の在籍等	-
清水坂山腹工事（ゼロ国債） （兵庫県加古川市志方町（清水坂国有林） 令和5年3月27日から令和5年11月30日 （土木一式工事（山腹工0.05ha））	分任支出負担行為担当官 兵庫森林管理署長 高柳 威晴	兵庫県宍粟市山崎町今宿 100-1	令和5年2月20日	株式会社松本工務店 法人番号 8140001039173	兵庫県宍粟市波賀町上野190-1	一般競争契約（簡易型総合評価）	69,245,000	66,990,000	96.7%	-	-	1	0	工事実績、実務経験者の在籍等	-
阿舎利山腹工事 （兵庫県宍粟市一宮町（阿舎利国有林） 令和5年3月1日から令和5年12月22日 （土木一式工事（山腹工0.09haほか））	分任支出負担行為担当官 兵庫森林管理署長 高柳 威晴	兵庫県宍粟市山崎町今宿 100-1	令和5年2月28日	株式会社松本工務店 法人番号 8140001039173	兵庫県宍粟市波賀町上野190-1	一般競争契約（簡易型総合評価）	67,976,700	63,800,000	93.8%	-	-	2	0	-	-
坂泰山15林班線林業専用道新設外工事（ゼロ国債） （和歌山県田辺市中辺路町（坂泰山国有林） 令和5年3月1日から令和5年11月22日 （土木一式工事（林業専用道新設544.7m））	分任支出負担行為担当官 和歌山森林管理署長 森内 賀久	和歌山県田辺市新庄町 2345-1	令和5年2月28日	株式会社共栄建設工業 法人番号 1170001009279	和歌山県田辺市龍神村甲斐ノ川1120	一般競争契約（簡易型総合評価）	59,892,800	54,945,000	91.7%	-	-	3	0	-	-

城山山腹工事 (山口県岩国市横山(城山国有林)) 令和5年3月1日から令和5年10月31日 (土木一式工事(山腹工0.05ha))	分任支出負担行為担当 官 近畿中国森林管理局 山口森林管理事務所長 元山 英樹	山口県山口 市野田35-1	令和5年2月28日	株式会社ミヤベ 法人番号 5250001011685	山口県岩国市元 町1-8-10	一般競争契 約(簡易型総 合評価)	56,859,000	54,780,000	96.3%	-	-	1	0	工事実 績、実務 経験者の 在籍等	-
--	---	------------------	-----------	----------------------------------	--------------------	-------------------------	------------	------------	-------	---	---	---	---	----------------------------	---

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。